

務局長) Ms. Goh Lay Hua (メソヂスト・キリスト教文献マレーシア語翻訳者) Ms. Tan Joo Kim (聖書同盟マレーシア半島本部スタッフ) Rev. Dr. Ong Meng Chai (クアラルンプール在の福音自由教会牧師) Mr. Augustine Mahalingam Palani (カトリック・クアラルンプール大司教館付研究員兼マレーシア語翻訳者) Mr. Rufus Bruno Pereira (クアラルンプール大司教管区カトリック司牧センター研究員) Ms. Philomena Santanam (カトリック・クアラルンプール大司教館アシスタント) Ms. Ann Savarimuthu (クアラルンプール大司教管区カトリック司牧センター図書館スタッフ) Ms. Catherine Chana James Gak (クアラルンプール在住イバン人カトリック) Mr. Edward P. L. Lee (メソヂスト・教会信徒リーダー) Mr. P. Sakthivel (マレーシア神学院図書館アシスタント) 高橋祐子氏 (財団法人日本聖書協会・出版部翻訳担当スタッフ)

2003年12月13,14日に東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所で開かれた、日本マレーシア研究会(JAMS)主催の第12回研究大会において、筆者は二日目に本テーマで口頭発表の機会を与えられた。特に、イバン研究がご専門の内堀基光先生には、貴重なコメントをいただいた。また、ビダユ一人でサラワク州クチンにある慣習伝統協議会(Majlis Adat Istiadat)事務局長Jayl Langub氏は、発表前日にレジュメ内容(資料6の出席者名と教会役職名)の誤りを指摘してくださった。さらに坪井祐司氏は、筆者の口頭発表の要旨および感想をJAMS会報に書いてくださった("JAMS News", No.28, 2004. pp.12-3)。紙面を拝借してここに厚くお礼を申し上げる。

テーマ論文「一神教における対立と対話」

イスラーム思想・文化における平和 ※

モスタファ・モハググダマード (Mostafa Mohagheghdamad)

キーワード

イスラーム、平和、寛容、宗教的同胞関係、正義、「啓典の民」

※本稿は、Mostafa Mohagheghdamadの英語による口頭発表用の原稿 "Peace in The Islamic Thought and Culture" の翻訳である。

要旨

イスラーム文化全般、特にイスラーム法を専門とする幾人かの欧米の学者たちは、これまで第一次的資料でなく、(しっかりした根拠に欠けた)脆弱な法源に依拠してきた。彼らによって、時に特殊な考えを一般化することや、誤った結論が導き出された。さらに悪いことには、彼らの安易な一般化はメディア記者によって、時に真実のように喧伝されてきた。このようなことがイスラーム国際法に関する最近の誤謬ある記述を多く招くこととなったのである。

本稿における著者の意図は、クルアーンとスンナ(慣行)というイスラーム固有の資料に基づいて、真のイスラームを提示することである。これは、特に9・11事件の一連の出来事の後で、現存する誤解を取り除くことに貢献するであろうと思われる。このため、本稿では以下のようなことを簡潔に議論していく:イスラームと平和、平等の原理、宗教上の適用および社会面での適用、イスラームにおける寛容さの原理と普遍的同胞関係、宗教的協力の先例、平和の訴え、「啓典の民」との論争、宗教的同胞関係、普遍的同胞関係。

「イスラーム思想・文化における平和」

イスラーム文化の総論やイスラーム法の各論について述べている欧米の学者が、信頼できる元の出典を調べもせずに、あまり重要でない参考文献に頼って論文を書いている場合がある。安易に特定の意見を一般化し、誤った結論や中身の無い結論を導き出してしまっていることもある。しかもなお悪いことに、他の国際法学者がそのような一般化された意見をあたかも立証された事実であるかのように模倣し、広めてしまうことがある。こうした論法により多くの謬見が生まれ、さらにそれがイスラーム国際法について論文を書いている一部の研究者によって広められている。

イスラームとサラーム(平和)

そうした謬見の一つは、国際関係面での国家の行動に関するイスラーム法は主として戦時法規であるというものだ。イスラーム国家の一部の政治家が時として見せる行為などによって、この考えが裏付けられる場合もある。

だがしかし、唯一信頼できるイスラームの原典では、これとは逆の考えを明確に主張している。すなわち、イスラームはその法的枠組みの根幹として平和を支持しているという考えである。このような原典では、戦争は合法的であるとみなされる例外的な場合に限って認められる、と規定している。たとえこれに反するような行為があったとしても、平和を明確に支持したこのような聖なる原典を無視してはならない。

そもそも「イスラーム」という言葉は、「平和(シルム、サルム、サラーム)」と語源が同じである。つまり、「神の意志に対する服従」と同じようなことを意味し、「平穩」、「満足」、「心の安らぎ」といった暗示的意味を持つ。あるクルアーンの節では、イスラームの導きを「暗闇から平安(サラーム)の道へ導く光明」と表現している¹⁾。

「神の聖なる属性と美名の一つが平安(サラーム)である」という言葉は、クルアーンそのものにも、多くの聖伝にも出てくる²⁾。また、ムスリムの礼拝で毎日何度も唱えられている。

一般的なイスラームの祈りでは、「主よ、なんじは平安であり、平安の源である。祝福あれ、高みにあれ。尊厳このうえなき偉大なお方よ」と神に呼びかけている。

「あなたの上に平安がありますように」(アッサラーム・アライクム)という表現は、現在に至るまでムスリムとアラブ人が挨拶として日常的に使っている言葉である。預言者ムハンマドやイエス、あるいは他の預言者の名に言及するときは必ず名前のすぐ後ろに、「彼の上に平安あれ」(アライヒッサラーム)という語句を付けている。また、天国を「平安の宿」(ダール・アッサラーム)と表現しているクルアーンの節は多くある³⁾。

「平安／平和」という言葉とその派生語は100を超えるクルアーンの節で用いられているが、「戦争」や「戦う」という言葉が登場する節はわずか6節である⁴⁾。そのような節の例については後述する。

平等の原則

自由と平等は伝統的な民主主義で認められている人権の二大基本原則である。

基本的人権という天秤には、片方の皿にあらゆる意味での自由が、そしてもう片方の

皿には平等が乗せられている。平等は平和や人類の同胞性と密接に関わっているため、特筆すべき事柄である。

平等の原則はイスラームの神聖かつ重要な原理の一つである。イスラームではすべての人間は法の前で平等であると考えられている。権利だけでなく義務においても、人種、国籍、肌の色、家系、信条の違いを超えてすべての人間は平等である。イスラームにおいては敬虔さだけが人間の貴さを測るものさしとなる。

この試金石については以下のクルアーンの章句で言及している。

「これ、すべての人間どもよ、我らはお前たちを男と女に分けて創り、お前たちを多くの種族に分ち、部族に分けた。これはみなお前たちをお互い同士よく知り合うようにしてやりたいと思えばこそ。まこと、アッラーの御目から見て、お前たちの中で一番貴いのは一番敬虔な人間。」(49章13節)

「人間どもよ、汝らの主を畏れまつれ。汝らをただひとりの者から創り出し、その一部から配偶者を創り出し、この兩人から無数の男と女とを地上に撒き散らし給うたお方にましますぞ。」(4章1節)

「お前たち全部を創造し、復活させることも、まるでただ一個の魂でも取り扱うようになし給う。」(31章28節)

同様に、この平等の原則について唱えているスンナは非常に多い。これについては以下を引用する。

「汝らはみなアダムの子孫であり、アダムは地球から創造されたものだ。したがって、何人もその祖先を自慢してはならない」⁵⁾。

「私はすべての敬虔なる人の兄弟である。たとえその人がアビシニア人奴隷であろうとも。また、悪人とはいっさいかかわらない。たとえその人が高貴なクライシュ族の人であっても」⁶⁾。

「アラブ人が異邦人よりも優れているわけではない。白人が黒人よりも優れているわけではない。敬虔さを除いては」⁷⁾。

このような聖なる文書を読めば、平等というものがイスラーム法における基本原則であることが十分に証明されるだろう。このことについてはこれ以上証明する必要はないし、歴史上でこのことに反することがあったとしても、その信憑性が崩れることはない。例外的にそのようなことがあったとすれば、単なる法律違反と見なすことができるだろう。

宗教上の適用と社会面での適用

まず第一に、平等の原則は宗教的義務に関わってくる。この宗教的義務は、邦人であろうと異邦人であろうと、男であろうと女であろうと、白人であろうと黒人であろうと区別なく全ての信仰者が等しく負うものである。だからこそ、ムスリムはモスクでの集団礼拝やマッカ巡礼のときに、まったく差別することなく、富める者と貧しい者、アラブ人と非アラブ人、そして支配者と被支配者が肩を並べている。

次に、平等の原則は世俗的事柄にも適用される。権利と義務に関してすべての人は平等であり、統一された法と管轄の体系により平等である。この原則は、居住地に関わりなくすべてのムスリムとイスラームの領土で居住を許されている非ムスリムに適用されるが、非イスラームの領土に住んでいる非ムスリムには適用されない。

イスラームにおける寛容と普遍的同胞関係の原則

様々な歴史上の時代における宗教間協力や信仰の異なる共同体の間の協力については、4つの連続した段階にまとめることができる。まず狂信と寛容欠如の第一段階、そして消極的寛容の第二段階、さらに相互理解と意思疎通の第三段階、最後には積極的協力の第四段階である。

歴史的に最初に起きた第一段階は、概して無知と盲目的信仰から生じる、無分別な偏見や偏狭、寛容の欠如に支配されている。この段階の特徴として具体的には、固執、頑固、関係の難しさ、先入観、偏見、憎悪、悪意、個人的恨みなどが時として暴動、革命、あるいは戦争を引き起こすことがある。その例は古代からでも中世からでも枚挙にいとまがない。ローマ人によるキリスト教徒に対する迫害、イスラーム支配下のスペインでの宗教戦争、十字軍などがその一例である。

このような宗教上の狂信は同じ宗教の異なる教派や宗派間で生まれることも時としてある。それによって内部紛争が頻繁に生じ、宗派間の戦争に発展することもある。初期のプロテスタントの運動や、キリスト教あるいはイスラームの教派間の戦争がその例である。

宗教上の不寛容や狂信の例は現代史からも挙げるができる。現在パレスチナで起こっているシオニズム運動や、北アイルランドのカトリックとプロテスタントの間の半政治的紛争にも、狂信と偏狭が見られる。

だがそれにも関わらず、近代において態度が変化していることを否定することはできない。極端な狂信に終止符を打とうとする動きはあるが、警戒心、用心、自信の欠如、協力に対する不安などが渦巻いているために、ある種の宗教上の自由や、寛容といったものなどを同時に受け入れることについてはまだ消極的なままだである。

次の段階では、人種・民族が進歩し、必然的に異なる宗教や教義間での相互理解、親交、和解が生まれた。これは、科学の普及や伝播、交通および通信手段の発達、ビジネスや文化面の関係などによるもので、その結果として国家間の理性的会談と平和的対話の確立に至った。

そして最終段階では、このような対話によって今度は状況に根本的な変化が生じた。以前からあった警戒心、疑念、不安に根ざした消極的寛容の段階が、相互理解と善意に基づく一種の積極的寛容へと次第に変化していったのである。

この事実が、人間同士の愛、友情、正義、慈善、相互扶助などを命じる真の宗教の精神に沿ったものであることは間違いない。これまで述べたことから明らかなことは、様々な宗教には、不一致点や相違点よりも合致点の方がはるかに多いということだ。また、相互に理解し、協力することは仲違いや衝突を起こすことよりもずっと容易だということである。

あらゆる宗教が直面している危険は、一つの宗教から別の宗教へともたらされるものではない。むしろ、現代の物質主義的な哲学の学派から発生するもので、これがすべての宗教に対する挑戦となっている。したがって、宗教の共同遺産を守り、それぞれの純正と独自性を維持することが、すべての宗教に課せられた義務である。

なかでもイスラームとキリスト教は、唯一の神である「すべての創造物の主」の旗の下に人類に奉仕することができるように、貴い宗教上の思想と価値観で両者を結びつける共通の道を進むために力を合わせなくてはならない。

宗教間協力の先例

このように気高く高尚な目的を実現し広めるために開催される世界大会は、相互の愛と全体協力の現れの一つである最終段階の正しさを明白に証明するものである。

宗教間対話の最近の進展については、1965年10月28日に第2バチカン公会議で教皇が発表したカトリック教会とキリスト教以外の諸宗教との関係についての宣言に如実に現われている。その宣言は、「すべての国家は一つの家族」であるため「すべての人々の団結と愛の絆を強める」ことを目指したものである。すべての人々に対して、「他の宗教の信仰者が持つ精神的、文学的、社会的、文化的価値を率直に認め、愛と知恵をもって対話と協力を通じてそのような価値を広め育む」ことを呼びかけている。

この宣言では特に次のようなことを唱えている。カトリック教会は、「天と地を創造し、啓示を通じて人間に語りかけてきた、万世の自存者であり、慈悲深く哀れみ深い全知全能の唯一の神を崇拝するすべてのムスリムを尊重する。彼らは、イスラームで崇尊さ

れ信仰の父と呼ばれるアブラハムが神の命令に服従したように、たとえ神の隠れた意図が分からなくとも神の意志に全面的に服従している。またムスリムは、イエスの神性は認めないものの、使徒としてイエスを崇拜し、聖母マリアを深く崇拜し祈りを捧げている。さらに、すべての死者が復活し功德に応じて報奨や懲罰を受けるという最後の審判の日を信じている。このためムスリムは永遠の生命に感謝し、主に礼拝、施し、慈善行為、断食を通じて神を崇拜している」。

また、宣言には次のような言葉もある。「たとえ歴史の流れの中でキリスト教徒とムスリムの間に多くの不和や反目があっても、彼らがみな過去を忘れて、相互理解を実現しすべての人類のために社会平等、精神的価値、平和、自由を獲得し守るために尽力することを公会議では願っている」⁸⁾。

これは、狂信と宗教上の偏狭に終止符を打ち、寛容を促し、一つの家族として唯一神によって創られたすべての人間が理解し合い協力し合うことを求めた、きわめて明確な例である。

イスラームのシャリーア(神授法)では、思想の自由、表現の自由、宗教的事柄に関する独自の判断の実行を認めている。また、宗教間、信仰に基づく共同体間、国家間、部族間の寛容を認め、すべての人々が相互に理解し協力するように命じている。これについては以後明確に説明しなければならない。

イスラームの法学者らは、イスラーム社会に住むムスリム以外の信仰者と接する際にこうした原則を適用している。アル・アフガーニー(アサダーバーディー)やムハンマド・アブドゥフなどの近代法学の先駆者らがこれについて率直に言明している。

ジャマール・アッディーン・アフガーニーは、スンナ派とシーア派の分裂をひどく嫌い、イスラーム社会にはそうした分裂の原因はないと言っている。またこの分裂は、支配者の貪欲さと庶民の無知によってもたらされたものだと言っている⁹⁾。彼の主張は、「宗教をずたずたに裂いて分派を起こす者に、汝らはまったく関心をもっていない」という聖典クルアーンの節と合致している。

さらにアル・アフガーニーによると、ユダヤ教、キリスト教、イスラームの3つの宗教は共通の目的や意図を持ち、その經典の本質的教理も同じである。また、諸宗教間の相違はその教理にも經典にもないと論じている。宗教間の相違は、宗教を一種の商品とし、神の御言葉を安売りする宗教学者が作り上げたものである¹⁰⁾。

同じ博愛の精神のもとで、シェイフ・ムハンマド・アブドゥフは盲目的な教条主義と戦った。そして、すべての人々に一つの共同体としての友情と協力を求めた。

彼は次のように論じている。「何と言う災難が人類にふりかかっているのだろう。人間は人間本来の慣例を変えてしまった。平和の習慣を変えてしまった。本来の関係を解消してしまった。人類は一つの起源から生まれている。そこから一つの家族が系統を引いている。その家族は共通の習慣と道徳で結びついている。このような状況が、特定の人種や宗教あるいは宗派に偏見を持たずに人類に奉仕する心を持つ大多数の道理をわきまえた人間に、はかり知れない影響を与えてきた。したがって、人間が自己の原点に立ち返ってみると、人類の全体性は、一つ屋根の下に一緒に暮らす、平等に共通の利益を持つ住人であり、狂信を防ぎ不和や衝突を避けるのに足る十分な地の恵みと恩恵を賜っている住人とみなすことができる」¹¹⁾。

平和の訴え

イスラームの大義を訴えるには、聖クルアーンの数多くの節の中で謳われているように説得し、熱心に勧めなければならない、ということは今一度繰り返して強調したい。「使徒の務めは神の言葉を明確に伝えることにつきる」(クルアーン24章25節)。「さ、論しておやり。他人を論すのが汝の務め。なにも汝に彼らを治めてくれとは言いはせぬ」(クルアーン88章21節)。「主の道に人々をよべよ、叡智とよき忠告とをもって。(頑固に反対する)人々には最善の方法で議論しかけてみるがよい。道から迷い出てしまった人々のことは、主が誰よりも一番よくご存知。正しい道を歩んでいる人々のことも、また一番よくご存知」(クルアーン16章125節)。「汝は決して彼らを無理強いしてはならぬ。このわしの警告をしみじみ恐ろしく思うような人間だけを、汝はクルアーンで論してやればよい」(クルアーン50章45節)。

また、聖クルアーンでは神の教えを伝える際に、威圧や強制を行うことを明確に禁じている。「宗教に無理強いということが禁物。既にして正しい道と迷妄とははっきりと区別された」(クルアーン2章255節)。「だが神様さえその気になり給えば、地上のすべての人間が、みな一緒に信仰に入ったことでもあろう。お前が、嫌がる人々を無理やりに信者にしようとしてできることではない」(クルアーン10章99節)。「言ってやるがよい、『真理は主の下し給うところ。信じたい者は信じ、信じたくない者は信じないがよからう』と」(クルアーン18章25節)。

さらに聖クルアーンは、宗教の多様性と諸宗教に関する神の判断について繰り返し強調している。「お前らにはお前らの宗教、わしにはわしの宗教」(クルアーン109章5節)。

「だがしかし、アッラーがひとたびその気にさえなり給えば、彼らを一人残らず正しい道に呼び集めることもいとやすい。されば、お前は決して馬鹿な気を起こしてはならぬぞ。結局は聞く耳をもった人間だけがこちらの呼びかけに応じてくる」(クルアーン6章35節)。「どうせ彼らもついには我らのもとに帰って来る身。そこで彼らの勘定はすっかり我らが引き受ける」(クルアーン88章25節)。「信仰する人々、ユダヤ教を奉ずる人々、サバ人、キリスト教徒、ゾロアスター教徒、多神教徒——復活の日が来れば、アッラーが必ずこれらの間にはっきりした区別をつけ給う。アッラーはあらゆることに立ち会って一切をみぞなわし給う」(クルアーン22章17節)。「さ、こう唱えるがよい、『神よ、天と地の創造主よ、目に見えぬ世界も目に見える世界もともに知悉し給う方よ、汝の僕らがこうして言い争いしておりますことにつきましては、必ず汝自ら裁き給うでござりましょう』と」(クルアーン39章47節)。

預言者が支配や強制ではなく吉報や警告を与えたり諭すことによって彼の言葉を伝えるように命じたことは、ここに引用したものだけでなく他の多くのクルアーンの節からも明らかである。だがしかし、その言葉を信じるかどうかについては人間が自由に決めることができる。威圧で汚された信仰には意味がないからである。いずれにせよ、人間の所業については神が最後の審判をする。神は復活の日にすべての人間を呼び集めて、生前の行いに応じて報奨や懲罰を与えるのである。

「啓典の民」との論争

宗教の自由、すべての教義の信仰者に対する寛容、すべての教義の信仰者間の対話と協力について論じるときは、キリスト教徒やユダヤ教徒などの、唯一神と来世を信じ正しい行いをする「啓典の民(アフル・アル・キターブ)」に対してイスラームが見せる崇敬と尊重に特に言及するべきである。このことは次の節からも明らかである。「まことに、信仰ある人々、ユダヤ教を奉ずる人々、キリスト教徒、それにサバ人など、誰であれアッラーを信仰し、最後の審判の日を信じ、正しいことを行う者、そのような者はやがて主からご褒美を頂戴するであろう。彼らには何も恐ろしいことは起こりはせぬ。決して悲しい目に逢うこともない」(クルアーン2章62節)。

聖クルアーンでは信仰者に、「啓典の民」に対してはできるだけ最高の礼儀で接し、もし隣人となったら親切にするように教えている。「それから、啓典の民と論争する場合には、立派な態度でこれにのぞめ。と言うても、特に不義な輩を相手にする時は別だが」(クルアーン29章46節)。「こう言うがよい、『啓典の民よ、さあ、わしらとお前た

ちとの間に何の差別もない御言葉のところにおいて、すなわちみなでアッラーだけをあがめまつろうではないか。アッラーに何者も結び合わすことなくアッラーをよそにして、わたたちお互い同士を主と呼んだりすることを止そうではないか』と。だがもし彼らがそれでも背を向けるようなら、言うがよい、『それではお前たち、わしらだけはすべてを神の御心にまかせた信者だということだけ、せめて証言してくれよ』と」(クルアーン3章64節)。「もし彼らがお前に面倒な議論をしかけてきたら、こう答えるがよい、『わしはアッラーにわしの顔をおまかせ申した身だ。わしに従う者もみんな同じ』と。啓典を授かっておる人々にも、そうでない普通の人たちにも、『お前たち、すべてを神様におまかせしたか』と問うてみよ。それでもしすべてをおまかせしたというなら、もうそれだけでその人たちは立派に信仰の道に入っている。だがもし後ろを向いてしまうようなら、なに、お前はただ伝えるだけのことを伝えさえすればそれでよい。ご自分の奴隷のことはアッラーが何から何まで見ていてくださる」(クルアーン3章20節)。

聖クルアーンではとくにキリスト教徒を称えている。とりわけ、キリスト教徒は寛大で思いやりに溢れ、謙虚でうぬぼれや傲慢な心がないために精神的に高いレベルの神的側面を持っていると言及している。「さらに我らは彼らの跡に続けて次々に使徒をつかわし、次いでマリアの子イエスを立ててこれに福音を授け、彼に従う人々の胸には優しい気持ちと慈悲の心とを置いた」(クルアーン57章27節)。「またこれもすぐ気がつくだろうが、信仰者に対して一番親愛の気持ちを抱いているのは『我々はキリスト教徒』と自称する人々。それというのは、彼らの中には司祭とか修道士とかいう者が沢山あって、みだりに傲慢な心を起こしたりしないからだ。この人たちが使徒に啓示されたものを聞くとき、見るがよい、真理を認めて、感激の涙が目にあふれ出る…」(クルアーン5章82節)。

宗教的同胞関係

すべての人間の平等と宗教上の協力と寛容の視点から、イスラームは信仰者全ての宗教上の同胞関係を唱える一方で、すべての人間による人間としての兄弟愛も強調している。ムスリムの同胞関係は完璧な兄弟愛と、信仰および宗教の統一性を基盤としたものである。ムスリムの集団礼拝と一つの方向(カアバ)に向かって礼拝すること、1ヶ月間決まった時間に断食すること、決まった時期に一定の歩調でマッカに巡礼に行くこと、裕福な人たちが貧しい人たちを救うために税を納めること、これらはみなイスラームの統一性と同胞関係を示す具体的な例である。イスラームでは愛、優しさ、相互信頼、協力などに加えて、こうした同胞関係を重視している。

世界各地のムスリムは一つの共同体とみなされている。その要となるのは宗教上の団結と信仰に基づく兄弟愛である。これについては聖クルアーンで強く強調している。「なんと言うても信者はみな兄弟。…」(クルアーン49章10節)。「まこと、汝らのこの宗団こそは統一ある一つの宗団であり、わしが汝らの主。さ、みなわしを崇めよ」(クルアーン21章92節)。

こうした兄弟の情愛の絆は、次のスンナにも謳われている。「ムスリムには一つだけズインマ(契約、責務、借り)がある。自分を愛するのと同じように兄弟を愛せないうちは本当の信者ではない」、「思いやりと慈悲、そして優しい気持ちにある信者は一つの肉体をなす器官のようなものだ。四肢の一つが痛みを苦しむときは、体全体が不眠や熱に冒される」[「信仰者らは互いに支えあう柱のようなものだ」]。

普遍的同胞関係

イスラームにおける宗教上の同胞関係は、より広い兄弟愛、つまり人類の普遍的同胞関係の一面だということを強調する必要がある。この普遍性は3つの柱に基づいている。すなわち、1つ目はムハンマドが伝えた御言葉の普遍性、2つ目は神の唯一性とそこからくる宗教の統一性、そして3つ目は人類の統一性である。

1. ムハンマドが伝えた御言葉の普遍性

この普遍性は聖クルアーンとスンナで裏付けられている。イスラームの教えはアラブ人だけに向けられたものではない。また、特定の国家に限定したものでもない。すべての人間に向けた普遍的なメッセージである。「我らが汝(ムハンマド)を遣わしたはほかでもない、全人類に対して、あるいは喜びの便りを伝え、あるいは警告を与えたりさせようがためであった」(クルアーン34章28節)。

2. 神の唯一性と宗教の統一性

イスラームでは、神の唯一性という教義、すべての預言者に対する崇敬と尊重、すべての聖なる文書への信頼を教えている。また、すべての人間が信仰者の共同体よりも範囲の広い一つの共同体を形成していると考えている。この共同体では、唯一神に対する信仰が人々を結びつけている。

このことは次の節からも明らかである。「汝ら、みんな一緒にアッラーの結びの綱にしっかりと縋りつき、ちりぢりになるではないぞ。そして汝らに対するアッラーの恩寵をよく心に銘じておくのだぞ。アッラーは、初め汝らが互いに敵だったころ、汝らの心を結

び合わせてくださり、汝らはそのお情けのおかげで兄弟になられたのではないか」(クルアーン3章103節)。「このような次第ゆえ、汝はみなを誘い、自分はひたすら命じられたとおりに真っ直ぐな道を進むがよい。彼らの思惑にうかうかと乗せられるなよ。こう言うておくがよい、『わしはアッラーの下し給うたものならどんな聖典でも信仰する。わしは、お前がたとも公正を旨として交わるようにとの御命を受けておる。アッラーはわしらの神でもあればお前がたの神でもある。わしらのすることはわしらの責任、お前がたのことはお前がたの責任。わしらとお前がたの間で何も言い争いすることはない。みないずれはアッラーに呼び集められる身。みんな旅路の果てにはおそばに行きつく身』と」(クルアーン42章15節)。「啓典の民と論争する場合には、立派な態度でこれにのぞめ。と言うても、特に不義な輩を相手にする時は別だが。こう言うておくがよい、『わしらは、わしらに下されたものも、お前がたに下されたものも信仰する。わしらの神もお前がたの神もただひとつ。わしらはあのお方にすべてを捧げまつる』と」(クルアーン29章46節)。

預言者の聖なるスンナの中にも同じ意味のことが繰り返されている。「民よ、まことに主は一つ、神なる父は一つ、そして宗教もただ一つである」¹²⁾。「我らが主よ、万物の主よ、我らは主のしもべはみな兄弟であることを証言する。されば、全能の神はすべての人々をその唯一宗教のところへ集め、慈悲深い御心で分裂と分離から人々を守るだろう。人々の心を固く結びつけ、兄弟愛の恩寵や恵みや祝福を人々の上に注がれるだろう。結局はみな神のお傍に還り行くのだ」。

3. 人類の統一性と正義

イスラームは、すべての人間は平等で、宗教、国籍、人種、肌の色、家柄によって差別されるものではないということをはっきりと宣言している。この考えは、あらゆる人間を結びつける人類の統一性と、そのすべての関係をまとめている普遍的正義の統一性によってもたらされたものの一つである。

このことは前述の節や伝承で証明されるだけでなく、次の節にも如実に現われている。「我らは汝らのそれぞれに行くべき路と踏むべき大道を定めておいたのだから。勿論、アッラーさえその気になり給えば、汝らをただ一つの統一体にするもおできになったはず。だが、汝らに授けて(汝らをそのまま受け入れて)それで試みてみようとの御心なのじゃ。されば汝ら、互いに争って善行に励まねばならぬぞ。結局はみなアッラーのお傍に還り行く身。その時は汝らが今こうして言い争いしている問題について

一々教えてくださるだろう」(クルアーン5章48節)。同様に次の伝承(預言者の言葉)も伝えられている。「神は人々に『アサビーヤ』(氏族への偏狭な党派的忠誠心)を求めるような御方ではない、『アサビーヤ』のために戦うように求める御方ではない、『アサビーヤ』で死ぬように求める御方ではない¹³⁾。

さらに聖クルアーンでは人類としての人間の統一性と連帯についてほのめかしており、一つの命を救うことは全人類の命を救うことに等しく、一人の人間に対して罪を犯すことは全人類に対して罪を犯すことに等しいとしている。「人を殺したとか、あるいは地上で何か悪事をなしたとかいう理由もないのに他人を殺害する者は、全人類を一度に殺したのと同等に見なされ、反対に誰か他人の生命を一つでも救った者はあたかも全人類を一度に救ったのと同等に見なされる…」(クルアーン5章32節)。

イスラームでは、人種差別や、氏族への偏狭な忠誠、あるいは盲目的な宗派意識を認めていない。また、結束を強め心を一つにまとめるような信仰の熱意を除いては、いかなる種類の熱狂も容認していない。また、いかなる競争も認めない。ただし、施しや慈善行為を競い合う場合は別である。これについては制限を課すことはない。ただし、すべての人間を受け入れ、慈善行為の場に集め、絶対的正義を与えるという包括的な人間性の本質によって制限される場合は除く。

人間と正義の統一性は、イスラームの啓示の普遍性と神の唯一性、神の宗教の統一性などとともに、人間の普遍的同胞関係の根幹を成している。普遍的同胞関係は、宗教上の同胞関係と並んでイスラームで強く強調されていることである。この同胞関係こそ国際法が倣うべき理想的原型であることは間違いない。

- 1) クルアーン5章16節。
- 2) クルアーン59章23節。
- 3) 例としては6章127節、10章25節。
- 4) クルアーン2章279節、5章33節、同64節、8章57節、9章107節、47章4節。
- 5) Suyuti, Jami' Saghir, No. 6368
- 6) Cited by Abdurrahman Azzam, in al-Risalah al-khalidah (Cairo, 1946), 143.
- 7) Cited by M. R. Rida, in al-Wahi al-muhammadi (Cairo, 5th edit., 1267 A. H.), 226.
- 8) The Acts of the Second Vatican Assembly, Pauline Press, Beirut, 1966, vol. 1, pp. 185-8.
- 9) The Memories of Jamal al-Din al-Afgani, edited by Muhammad Pasha al-Makhdhuni, Beirut, 1931, p. 167.
- 10) Ibid, pp. 217, 213-14.
- 11) Muhammad Raheed Rida, History, Cairo, 1913, 3 volumes, vol. 2, p. 251.
- 12) Muhammad Rasheed Rida, al-Wahy al-Muhammadi (The Muhammad Revelation), P. 231, (quotin from Ibn Asakir). In the holy tradition about Hajjat al-Wida' (The last pilgrimage of the Holy Prophet to Mecca) we have the following version: "verily your Lord is one, All of you come from Adam and Adam is made of clay." See, al-'Iqd al-Faid, vol. 2, pp. 357-59.
- 13) al-Jami' al-Saghir, vol. 2, No. 7682, quoted from the Sunan of Abu Dawud.